

深夜営業にかかる迷惑行為の防止について

1 深夜の迷惑行為防止義務

深夜（午前0時から午前1時）に営業する風俗営業所は、迷惑行為の防止のため、次の措置をとることが定められました。

- (1) 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。
- (2) 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。
- (3) 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。
- (4) 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。
- (5) 迷惑を及ぼす行為を行い、又はおそれのある客に対して、行為を取りやめ、又は行わないように求めること。
- (6) 上記の措置について、従業員に対して教育を行うこと。

2 苦情の処理に対する帳簿の備え付け

深夜の営業に関して苦情を受けた場合は、「苦情処理に関する帳簿」の内容を記載した帳簿を作成し、最終記載から3年間保存すること。